

初診時選定療養費の改定について

令和2年度診療報酬改定により、紹介状なしで受診した患者さんから定額負担を徴収する責務がある医療機関が「特定機能病院及び許可病床200床以上の地域医療支援病院」へ拡大したことにより、令和2年4月1日より下記のとおり改定させていただくこととなりました。

患者さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

対象患者	初診時選定療養費	
	現在	変更後
<ul style="list-style-type: none">・他の保険医療機関からの紹介状をお持ちではなく、直接ご来院された患者さん・当院に受診歴のある患者さんで、相当期間受診のない患者さん	3, 300円 (税込)	<u>5, 500円</u> (税込)

※ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではございません